

令和 2 年 9 月 8 日現在

機関番号：32680

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03830

研究課題名(和文) 20世紀前半における都市計画・地域計画と計画思想に関する英独比較

研究課題名(英文) Comparative Study on Town Planning and Regional Planning in Britain and Germany during the First Half of the Twentieth Century

研究代表者

馬場 哲 (Baba, Satoshi)

武蔵野大学・経済学部・教授

研究者番号：40192710

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：19世紀末～20世紀初頭に欧米諸国で成立した都市計画は、第一次世界大戦を経てさらに進展した大都市圏の拡大とともに、周辺の中小都市や農村地帯をも含む地域計画へと発展した。本研究はこの過程の歴史的特質を、(1) 地域計画概念が登場した両大戦間期における、道路交通の発達やとりわけ都市＝農村関係の変化といった社会経済史的背景、および(2) 思想史的背景、すなわち都市計画から地域計画への展開を推し進めた各国の都市計画家やその国内・国際団体によって構想され提唱された様々な計画思想や相互の交流にとくに注意を払って、イギリスとドイツの事例を中心に、日本への影響も視野に収めて、比較史的に明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の意義は、これまで主として工学系研究者によって研究されてきた20世紀、とくに両大戦間期における欧米諸国の都市計画から地域計画への移行過程を、都市域の空間的拡大、経済構造の転換、道路交通の発達、失業問題、環境問題といった社会経済史的背景、および自由主義思想と社会主義思想が相互に影響を与えあいながら展開した思想史的背景と関連づけながら、一次資料と同時代文献を用いて、比較史的に明らかにしたことにある。主たる対象国はイギリスとドイツであるが、日本への影響も視野に収めた。

研究成果の概要(英文)：The town planning established in Western countries from the end of the 19th century to the beginning of the 20th century developed into regional planning that also included small and medium-sized cities and rural areas along with the expansion of the metropolitan area that further progressed after the World War I. This study clarified the historical characteristics of this process in a comparative history, focusing on the cases of Britain and Germany, with a view to the impact on Japan. We paid particular attention to the following two problems: (1) Socio-economic historical background such as road traffic development and especially changes in the town-country-relationship during the interwar period when the concept of regional planning appeared, and (2) various planning ideas and mutual exchanges that were conceived and proposed by town planners in each country and their domestic and international organizations that promoted the development of town planning into regional planning.

研究分野：経済史

キーワード：都市計画 地域計画 計画思想 都市と農村 国際比較

## 様式 C-19、F-19-1、Z-19（共通）

### 1. 研究開始当初の背景

20世紀初頭は近代的都市計画が欧米各国で成立した時期であった。ドイツ（プロイセン）では、1875年の建築線法などを前提として1902年に土地区画整理（アディクス）法の成立をみた。イギリスでは、1909年に最初の都市計画法が成立した。こうした経緯は、たとえば最近のヨーロッパ近現代都市史の集大成である F.Lenger, *European Cities in the Modern Era, 1850-1914*, 2012 でも共有されている。

第一次大戦後になると都市圏の拡大にともなって、各国では、個々の自治体の枠を超えて、農村地域を含むより広い空間を包摂する地域計画、さらには国土計画が構想されるようになった。D.Schott, *Europäische Urbanisierung 1000-2000*, 2014 は、こうしたヨーロッパにおける都市計画から地域計画への進展にも注目している。

都市計画・地域計画を推進する思想的背景として重要な役割を果たしたのが、様々な計画思想の形成と発展であった。それは大きく自由主義思想と社会主義思想に分けて考えることができるが、イギリスでもドイツでも両者は相互に影響を与えながら都市計画や地域計画に思想的基礎を与えた。都市自由主義の研究については、D.Lehnert (Hg.), *Kommunaler Liberalismus in Europa*, 2014 が刊行されている。

最後に、第二次大戦後との関係という問題を指摘できる。ドイツの場合、20世紀計画思想の系譜を明らかにした A.Leendertz, *Ordnung schaffen*, 2008 では、近代的統治技術としての国土計画における戦前と戦後の連続性が強調されている。イギリスにおいても、1940年代前半の戦後構想との関連で、1932年都市・農村計画法と1947年同法との連続面が注目されている。

### 2. 研究の目的

#### (1) 都市計画から地域計画へ

第一次大戦後になると都市圏の拡大と無秩序な郊外開発の進展にともなって、欧米諸国では、農村を含むより広い空間の計画的整序を目指す地域計画が構想されるようになった。したがって、この時代の英独における「都市計画」と「地域計画」の用例と意味を再整理しつつ、相互の関係を解明する必要がある。

#### (2) 地域計画成立の社会経済史的背景

第一次大戦期までに英独両国において都市計画は法的枠組みを整えたが、大都市圏の拡大は農村地域にも影響を及ぼすようになり、オープン・スペースの確保、郊外住宅地・衛星都市の建設といった狭義の都市計画の枠を超える課題が登場した。モータリゼーションの進展による道路網の整備もこの問題と関連していた。また、1920年代の景気後退、高失業率、地域間格差、労働力移動の範囲拡大といった問題も、英独によって現れ方に違いはあれ、地域計画構想が登場した要因であった。したがって、都市計画から地域計画への展開の社会経済史的背景を両国の共通点と相違点に注意しながら明らかにする必要がある。

#### (3) 計画思想の諸連関

都市計画・地域計画を推進する力として重要な意味をもったのが様々な計画思想であり、都市計画・地域計画は自由主義と社会主義が交錯する政策領域であった。イギリスでもドイツでも、計画思想が登場したのは、世紀転換期の社会経済問題に対して古典的自由主義では対応しきれなくなった結果といえるが、第一次大戦後に地域計画が登場するなかで諸計画思想はどのように展開したのか、また相互の関係はどのようなものだったのかを解明することが課題となる。

### 3. 研究の方法

都市計画・地域計画の社会経済史的研究の方法は、都市計画・地域計画の内容と実施過程、およびその背後にある実態・計画構想・思想に関わる文献・資料の収集とその分析が基本となる。東京大学および国内の図書館に所蔵されている文献・資料を収集し分析することがまず必要であるが、それだけでは十分でないので、イギリスおよびドイツの公的研究機関での調査活動が欠かせない。このため、イギリスでは大英図書館 (British Library)、国立公文書館 (The National Archives) およびロンドン首都圏公文書館 (London Metropolitan Archives) に所蔵されている文献・資料を閲覧した。ドイツでは、バイエルン州立図書館 (Bayerische Staatsbibliothek) およびミュンヘン大学図書館 (Universitätsbibliothek München) を利用した。本研究は個人研究として遂行されたが、国内外の都市史・地域史研究者との協力・情報交換は随時行った。

### 4. 研究成果

#### (1) 都市計画から地域計画へ

第一次大戦後になると都市圏の拡大にともなって、欧米諸国では、個々の都市自治体の枠を越えて、農村地域を含むより広い空間を包摂する地域計画、さらには国土計画が構想されるようになった。ドイツでは、多くの都市が自治体合併によって市域を拡張し、都市問題の解決や周辺自治体との行政的統一をはかる傾向が強かったが、首都ベルリンでは、合併ではなく 1911 年に大ベルリン目的団体が結成され、これがドイツにおける地域計画の先駆をなすものであった。

しかし、ドイツにおける地域計画の代表的事例は 1920 年に成立したルール炭鉱地区定住地開発組合 (Siedlungsverband Ruhrkohlenbezirk =SVR) である。この計画を主導したのはエッセン市の技術担当助役の R・シュミットであり、彼は、大きな領域の建設計画が必要なのは、居住地と就業地の分離および緑地と遊び場という形態の保養地の創出、さらにそれらをつなぐ道路や鉄道による交通を促進するためであり、建設計画は、都市計画を一部に包摂しつつ、「総合定住地計画」へと拡張すべきであると主張した。このように SVR は、住宅・インフラ整備だけでなく、緑地の保全も重要な目標とする総合定住地計画を目指すものであり、それを個々の自治体に代わって広域的に実現するものであった。

ドイツの都市計画法のなかには農村を含むものもあったが、主たる対象はいうまでもなく都市であった。もっとも、無秩序な市街地拡大を抑えようとする動きは 19 世紀からあり、これはイギリスにおける農村景観保全の動きに時期的にはむしろ先行していたといえよう。しかし、都市計画の枠を超える地域計画ないし国土計画が法的に整備されたのは、イギリスと同様に 1920 年代になってからであった。ヴァイマル期には中央政府の法的権限を定着させることができなかったが、ナチス期になってからのライヒ国土整備庁の設立 (1935 年) によって、なお不十分ながらドイツにおいても国家的レベルでの統一的な地域計画への道が開かれた。

イギリスでは、1920 年代、とくに後半に入ると市街地の拡大とともに、農村部の土地利用や開発に対する関心が高まってきた。そして 1932 年に都市・農村計画法が成立した。同法には、開発負担金の徴収ができず、適用除外地域が認められたことなど大きな限界があったが、1935 年のリボン状開発制限法の制定によって、幹線道路に沿った乱開発に歯止めがかけられたことにより、土地利用の国家的管理や農村の景観保全への動きが本格化した。

ここで注意したいのは、この時点で農村が新たに計画の対象となった理由は、第一次大戦後に都市圏ないし市街地の拡張によって郊外化が、モータリゼーションの進展とも相俟って大規模に進み、農村景観が大きく損なわれたことが重要な動機となっていたことである。1932 年法が制定されたのは、郊外化にともなって市街地の拡大が農村部を侵蝕するようになり、農村景観の保全と保護のために、都市計画の延長上に農村も計画の対象となったからである。

ドイツでは、SVRの目的を見ても、最重要課題は住宅建設であったものの、それとの関連で緑地の保存も重要だった。1931年のザクセン一般建設法改正法でも、緑地や樹木の保護や景観保存に関する規定が付け加えられた。したがって、ドイツでも、イギリスと同様に都市側の論理に沿って都市計画の延長上に地域計画が進められたと考えられる。イギリスでは、1947年に都市・農村計画法と農業法が制定されたが、前者は、開発規制を強化する一方、後者に基づく農業の復活とともに、地域計画における農村計画の独自性を高めた。また、1949年に国立公園および田園アクセス法が制定され、農村景観の保全も法制化されることになった。

したがって、ドイツにおいてもイギリスにおいても、第二次大戦後になると都市の中心性が崩れはじめ、農村の自立性が高まったことになる。その場合、郊外化の進展に伴って、濃淡を帯びながらも、都市とも農村とも言えない地域が広がっていたことがこうした変化に影響していたと思われる。

## (2) 都市と農村

1920年代以降都市と農村の関係は新たな局面に入った。その際、重要なのが郊外化の問題である。イギリスの郊外化は、本格的には19世紀末から始まり、E・ハワードの田園都市モデルはその代表的なものであった。19世紀以降都市への人口移動によって農村人口は減少したが、20世紀に入ると人口減少のペースが緩慢になり、第二次大戦後には農村人口はふたたび20%を上回った。その理由としては、幹線道路と鉄道路線の発達に伴って郊外化が進み、都市からのアクセスが容易な沿道・沿線の小都市や村落で人口が増えはじめたことが挙げられる。

さらに、郊外化は、単に都市から農村への人口の逆流という量的な現象だけにとどまるものではなく、都市住民の農村への侵入によって、元からの住民とは異質な人々が農村に定住することを意味した。この結果、農村内部に新たな対立が発生することになった。19世紀の階級対立は農業に関係する階級間のものだったのに対して、20世紀のそれは農業内の集団と農業外の集団の間の紛争、つまり農村とは何かについての考え方の対立だったからである。

ドイツでも、イギリスの影響を受けて田園都市が建設されたが、その目的は、イギリスにおける大都市の過密解消のための衛星都市の創出というよりも、既存中小都市の生活環境の改良とそうした中小都市同士の有機的結合にあった。またドイツでは、1930年代に至っても郊外住宅地の形成が鉄道路線と結びついていたことも、イギリスと異なる特徴であった。

第二次大戦後にも郊外化はさらに進展した。まず、イギリスでは1946年と1965年のニュータウン法によって、各地にまったく新しいベッドタウンが登場した。ドイツの場合は、第二次大戦後も、イギリスと違ってニュータウンのような形を取ることは稀で、郊外定住は既存の村落・小都市的定住構造に付け加えられるという形をとった。しかし、郊外化の進展によって都市と農村の法的な違いが弱まり、都市的な生活慣習・成果・機関、郵便・電話やメディアが農村に強く浸透したため、両者の社会構造と生活様式の平準化が明瞭になったからである。

もっとも、都市と農村の平準化がどの程度進んだかは、領域によって異なっており、たとえば就業機会、演劇鑑賞やサッカー観戦の機会まで平準化されたわけではない。他方で、「農村」はたんなる残余カテゴリーではなく、諸資源（宅地、自然・保養機能、農業生産、畜産）や懐かしい癒しの空間として、都市に欠如しているものを物的にも観念的にも提供する場としての積極的な意味をもっている。このことはイギリスでも同じであり、空間的・文化的な都市と農村の区別は20世紀に入って弱まったが、「農村性(Rurality)」はなお重要であり、変わらない農村景観への愛着は20世紀を通じて持続した。というよりも、農村地域を守り、農村の変化を制限しようとする要求は、むしろ20世紀に強まった。

1970年代になると、都市に住んでいた人びとが都市への通勤や非農業への従事のために農村に移り住む「逆都市化」が進行し、そうした人びとが農村環境・景観の保全運動の担い手となった。このように、「都市的なもの (das Städtische)」と「農村的なもの (das Ländliche)」の特徴が結びついた(中間)領域が成立した。つまり、19世紀には都市と農村の二項対立が強調されたが、1970年頃から都市と農村の相互作用が指摘されるようになり、都市とも農村とも規定しがたい「介在都市(Zwischenstadt)」の存在が注目されるようになってきている。

### (3) 都市計画の思想的背景

以上に見てきた都市計画・地域計画の進展を支えたのが、様々な計画思想の形成と発展だった。イギリスの場合には、初期の都市計画には社会主義の影響が強かったが、自由主義との関係はどうか。まず1909年住宅・都市計画法は自由党社会改革の一環と理解されることがあるが、それは第一部「労働者階級住宅」だけに關わるものではなかった。第二部「都市計画」も、立法過程を追う限り、他の社会政策立法と密接に關わっており、新自由主義や団体主義(Collectivism)という潮流のなかから生まれてきたことはたしかである。

たとえば、都市計画に対しては1920年のArchitect誌上で、以下のような論争が展開された。高名な建築家で家具・織物デザイナーのC・ヴォイジーは、都市計画について「誤った基本原理への信仰の帰結」、「原則は団体主義」、「プロイセン軍国主義の形式主義」で「個人的自由主義を粉砕するもの」と辛辣な言葉を重ね、都市計画の本質は「服従」であり、「田園郊外」も「共産主義的流儀」であると批判した。

これに対しては、英国都市計画協会の初代会長T・アダムズが強く反論している。すなわち、ヴォイジーは個人主義と団体主義を対立させ、都市計画を団体主義と結びつける。そして多様性こそが自然の法則であって、都市計画が対称的な街路や住宅を作り出すことを非難する。しかし、アダムズによれば、都市計画は対称性を強いるものではなく、「彼の個人主義も団体主義も都市計画とは関係なく、いずれも何らかの社会運動の基礎として健全であり、都市計画は個人主義を否定するものではない。ヴォイジー自身、道路、オープン・スペース、下水溝、給水、照明といったコミュニティ共通の関心が団体主義的エネルギーに大きく依存していることを認めている。すなわち、ヴォイジーは、都市計画は「自由と制御への干渉」であるというが、アダムズは、都市計画は「ステレオタイプの規制や条例の官僚的な方法を知的な協力に代える」ものであり、「その価値は自由を拡張するものであって、制限するものではない」と主張する。そして「住宅の周囲のアメニティの保護と關係している都市計画の欠如」こそが問題であると締めくくっている。アダムズにとって、都市計画は自由や個人主義とは決して矛盾するものではなかったのである。実際、彼はイギリス都市計画成立期の代表的人物であったが、それと同時に自由主義者をも自認していた。

イギリス都市計画法の展開をこのような観点から見ると、最初の都市計画法である1909年法では都市計画スキームの作成は任意であったのに対して、1919年法では人口が一定数以上の都市に対して義務的となった。1932年都市・農村計画法でそれはふたたび任意になった。そして強制的な性格を強めたのは、福祉国家化と国有化を進めた戦後のアトリー労働党政権下の1947年都市・農村計画法からであった。したがって、両大戦間期の都市計画では、一定の国家介入を許容しつつも自由主義の原則が基調にあり、戦後社会主義的性格を強めたと見ることができる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 馬場哲	4. 巻 82-2
2. 論文標題 イギリス都市計画運動の展開（1906～1907年） 1909年住宅・都市計法等法成立前史	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 経済学論集	6. 最初と最後の頁 2-22
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 馬場哲	4. 巻 85-1
2. 論文標題 ヨーロッパ近現代史における都市と農村	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 社会経済史学	6. 最初と最後の頁 3-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 1件/うち国際学会 2件）

1. 発表者名 馬場哲
2. 発表標題 近現代史における都市と農村
3. 学会等名 社会経済史学会第87回全国大会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Satoshi Baba
2. 発表標題 The birth of town and regional planning in Japan and the impacts from the Western countries
3. 学会等名 International Workshop: European and Japanese Urbanisation -- Concepts, Transfer, Contacts in the 19th and 20th Centuries （国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Satoshi Baba
2. 発表標題 The birth of town and regional planning in Japan and the impacts from the Western countries
3. 学会等名 International Workshop: Comparative studies on the development of the modern city in Japan and Europe from the perspective of urban governance, 1905-1935 (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 馬場哲
2. 発表標題 イギリス都市計画運動と1909年住宅・都市計画等法
3. 学会等名 政治経済学・経済史学会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 Satoshi Baba	4. 発行年 2017年
2. 出版社 Springer	5. 総ページ数 129
3. 書名 Economic History of Cities and Housing	

1. 著者名 馬場 哲、高嶋 修一、森宜人	4. 発行年 2019年
2. 出版社 晃洋書房	5. 総ページ数 250 + 4
3. 書名 二〇世紀の都市ガバナンス : イギリス・ドイツ・日本	

〔産業財産権〕

〔その他〕

researchmap 馬場哲  
<https://researchmap.jp/sbaba192/>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----